

令和8年1月

組合員の皆様へ

静岡市食品国民健康保険組合

令和8年4月から
子ども・子育て支援金制度が始まります

国は、子ども未来戦略（令和5年12月策定）の「加速化プラン」における少子化対策を強化するために、全世代・全経済主体で子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み「子ども・子育て支援金制度」を創設しました。

◎子ども・子育て支援金制度とは

国は、「子ども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめ、その財源を確保するため、すべての医療保険者（国保組合・市町村国保・協会けんぽ・健保組合など）から「支援金」を徴収することとしました。

◎支援金の徴収について

子ども・子育て支援金は、令和8年4月から保険料（医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分）とあわせて徴収されます。

徴収した支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付します。

<保険料の区分>

医療保険分 + 後期支援金分 + 介護保険分 + 子ども・子育て支援金分

◎支援金について

ご負担いただく支援金は、毎年4月1日時点で18歳以上の被保険者の方から徴収することとし、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入されます。

令和8年度は月額400円程度と試算しています。

（支援金額が決まり次第、組合員の皆様にご案内いたします。）